

VI 環境と共生する美しく 住みよいまち

環境保全対策事業

(担当:総務部 住民環境課 課長:金城 直子)

(担当:経済建設部 区画下水道課 課長:山城 実)

○環境保全対策事業

132万円

町民の生活環境を守り、住み良い環境を維持するため様々な活動を行っています。

1. 環境保全の啓発・対策 21万円

定期的に町内を巡回し、地域の環境状況の把握や環境関係の苦情処理、ごみの収集状況や不法投棄などに対処しています。不法投棄多発地点には不法投棄禁止警告看板等を設置し、違法行為の未然防止に努めていきます。

主な経費としては、環境保全啓発ポスター・立て看板等の作成です。



里道から発見された不法投棄



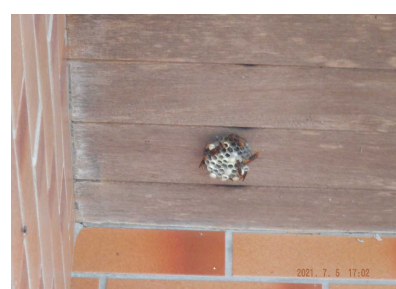
不法投棄された生活雑貨等

2. ハチ対策

町内で相談の多いハチの種類はミツバチ、アシナガバチがほとんどです。相談があった場合は町で現場を確認し、アドバイスをしていますが、床下など町で駆除が困難な場合は、所有者や管理者から直接専門業者に駆除を依頼してもらう対応になります。



↑ミツバチの分封(フンホリ)



↑アシナガバチの巣

【分封:ミツバチが巣分れの時にみられる現象で、ミツバチの大群がかたまり状になります】

ミツバチが分封する時は、ミツバチの攻撃性が低くなります。蜂が嫌いな方は、近よらないようにして飛び立つのを待ちましょう。近距離で写真撮影をしても、蜂に危害を加えない限り襲われることはほとんどありません。蜂が衣服に留まってもしばらくすると飛び立つので手で払い落としたりしないようにしましょう。

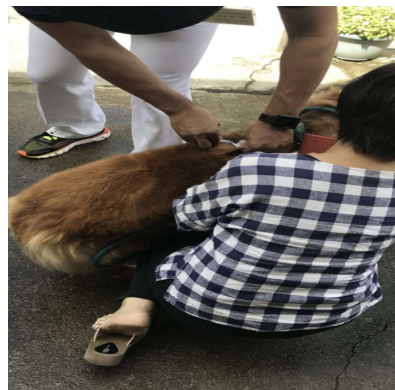
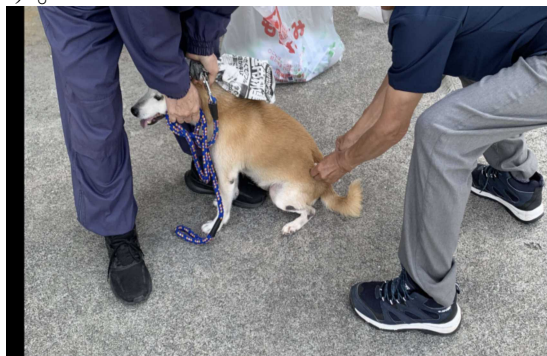
環境への取り組み

3. 狂犬病予防集合注射の実施など 21万円

生後91日以上の子犬は、その犬の所在する市町村への登録と毎年1回の狂犬病の予防注射が法律で義務づけられています。狂犬病は犬をはじめ、人間を含めた多くの動物に感染し、発病するとほぼ100%死に至る恐ろしい病気です。町では毎年5月～6月頃町内15カ所で狂犬病予防集合注射を実施し接種率の向上に努めています。

また、犬の登録申請は、役場窓口で行っていますが、登録事務を動物病院へ委託することで犬の登録申請等も動物病院でできるようになっています。

主な経費はハガキ印刷代、案内通知代、犬鑑札・注射済票等購入費、犬登録事務等委託料です。



狂犬病予防集合注射の様子

4. 野犬の捕獲

飼い犬以外の犬を野犬といい、野犬は人畜その他に危害を加える恐れがあるため町で捕獲しています。最近の傾向としては、飼い犬が捨てられ野犬化したと思われる犬が捕獲されたり、放し飼いられている犬が野犬と間違われて捕獲される例、飼い犬が子犬を生んで育てられず引取を余儀なくされることが見られ、飼い主の自覚と責任が求められています。

捕獲された犬→



・野良猫対策

猫に関しては、野良猫の鳴き声による騒音、糞害などの相談が多く寄せられます。対策としては、敷地内に猫を近寄らせないよう忌避方法の案内、相談があった地域にチラシ配布等の適正飼養の呼びかけ、餌を与えている方に動物愛護法に基づいた適正飼養をするよう指導を行っています。また、飼い猫の適正飼養や野良猫対策に関するパネル展を実施しました。

猫の苦情に関するチラシ

猫に関する苦情について

最近、この地域で猫による苦情があります。「敷地内にふん尿をされ、汚れや悪臭で困っている」や「ごみを散らかす」、「夜に異常な鳴き声で困っている」などの内容です。地域のみんなが心地よく生活するためには、一人一人の飼い主の意識が大切です。

*****猫を飼っている方へ*****
※下記のことにご注意し、責任を持って飼育をお願いします！※

○室内で飼う

注意、猫は放し飼いでも当然の風習がありますが、現在の住宅事情ではふん尿の悪臭、ごみを散らかす等により近所に迷惑をかけたり、飼い猫が交通事故に遭うという恐れがあります。猫はふん尿の生息する害菌があり、室内でも空気を汚すので十分飼育することが可能だとされています。

○首輪をつける

野良猫と間違われないために首輪をつけましょう。首輪には連絡先を記入するなど飼い主が分かるようにして、責任を持って飼育しましょう。

○ふんの場所をしつける

ふん尿は自分の決まった場所でするようしつけ、他人に迷惑をかけないようにしましょう。

○避妊・去勢手術をしましょう

避妊・去勢手術は、望まない妊娠を防ぎ、不妊な子猫や野良猫を増やさないだけでなく、猫の世帯用モリに感染する病気や遺伝的な病気の予防、性的なストレスの軽減、放浪行動の予防や交通事故などの危険も減ります。将来的に繁殖をする予定がなければ、愛猫の健康のためにも避妊・去勢手術を考えてみてはいかがでしょうか？

*****地域のみなさんへ*****

○野良猫にえさを与えないでください！

野良猫にえさを与えることは、近所に野良猫が増えることにつながり、猫による被害が増え、近所の住民に大変迷惑になります。「かわいそう」とか「野良猫に餌はないのだから」といった感情でえさを与えることがないようにしてください。

南陽市役所 住民環境課
TEL 889-1797

5. ハブ対策

沖縄県では、ハブ咬傷事故は毎年のように発生しています。ハブ咬傷の多くは屋敷内や畑で発生しています。町内でも数多く生息すると思われ、その被害を減らすために捕獲器貸し出しや、対策方法の相談等を行っています。ハブやぬけがらを見かけたら住民環境課生活環境班へご相談ください。



↑ハブ捕獲器で捕獲されたハブ

最近5年間のハブ咬傷発生状況

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
沖縄県	56	62	49	55	54
南風原町	1	1	0	2	0

※沖縄県はハブ・ヒメハブ・サキシマハブ・タイワンハブの合計、南風原町はハブのみ。

6. その他環境保全に係る経費 1万円

環境保全の取り組みを推進するため、協議会や民間団体等へ負担金や補助金を交付しています。主な経費は沖縄県アジェンダ21県民会議補助金等です。

7. 浄化槽設置補助金 88万円

町では、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、くみ取り便所及び既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換をする方に対し、浄化槽の設置に係る費用の一部を補助しています。

※浄化槽の設置補助には、対象地域等に条件がありますので、詳しくは区画下水道課まで
区画下水道課 電話 889-2508

令和4年度事業計画

全体事業費 88万円
(5人・10人槽各1基)

財源内訳

国庫補助金 : 44万円
町負担分 : 44万円



環境への取り組み

8. 沖縄県合併処理浄化槽普及促進市町村協議会補助金及び負担金 1万円

★用語解説★

浄化槽には、し尿のみを処理し、生活雑排水(台所、風呂場等)は未処理のまま河川等に放流する単独処理浄化槽と、し尿及び生活雑排水等を合わせて処理する合併処理浄化槽の2種類がありました。

しかし、浄化槽法が改正されたため、平成13年度より単独処理浄化槽の設置が禁止となり、合併処理浄化槽の設置が義務づけられたため、浄化槽＝合併処理浄化槽となりました。



公害対策事業

(担当:総務部 住民環境課 課長:金城 直子)

○公害対策事業

127万円

町では、旧最終処分場跡地等に関する「那覇市・南風原町公害防止対策連絡協議会」を設置し、公害パトロールを隔月で実施することにより、公害発生の有無を確認しています。また、公害対策のため「公害対策審議会」、「河川環境対策協議会」を設置しています。公害の発生防止は事業者・町民の責務です。環境へ悪影響を及ぼすものは事前に防止し、公害等のない住みよいまちづくりを目指します。

1. 公害に関する各種協議会

及び審議会の委員報酬等 12万円

公害に関する各種協議会及び審議会を設置し、各委員の意見を取り入れ公害を防止し町の生活環境の保全に努めます。



大気汚染(廃棄物の野外焼却) ↑

2. 河川の水質調査 50万円

国場川水系の水質の実態を把握するため、国場川水系流域の市・町が合同で調査を行い、これらの調査結果をもとに国場川水系の環境保全対策の基礎資料を得ることを目的とします。また、河川の水質の現況と経年変化を把握し、河川の水質汚濁の防止につなげます。

・令和3年度調査ポイント(6ヶ所)

安里又川上流(字宮城)、前田橋(字宮城)、
大子橋(字兼城)、池原橋(字兼城)、
武川良橋下流(字喜屋武)、新垣橋(字山川)

水質調査の様子→

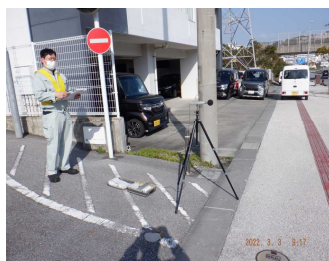


3. 自動車交通騒音の測定等 65万円

居住環境の保全に役立てるため、町内の要所3地点を選んで、道路の自動車交通騒音を測定し、実態を把握します。

・令和3年度測定ポイント(3箇所)

国道329号(字宮平666番地1)
国道329号(字兼城603番地)
国道507号線(字津嘉山1321番地1)



↑ 測定の様子(字津嘉山)



↑ 測定の様子(字兼城)

環境への取り組み

指定ごみ袋還元基金事業

(担当:総務部 住民環境課 課長:金城 直子)

○指定ごみ袋還元基金事業

424万円

町民のみなさまが購入している指定ごみ袋の売上収入は基金として積立て、環境学習、ごみの資源化や減量、環境保全活動の助成を行っています。

主な事業内容と主な経費

1. 資源ごみ集団回収等事業報償金

68万円

ごみの減量・資源化し、生活環境の保全を推進するため、資源ごみ集団回収実施団体に報償金を交付しています。報奨金の交付を受けようとする団体は、役場住民環境課で資源ごみ集団回収事業実施団体の登録が必要になります。



資源ごみ集団回収の様子

2. 生ごみ処理機等購入補助金

15万円

ごみの資源化・減量化の一環として、生ごみ等の自己処理を推奨し、堆肥化を促進するため生ごみ処理機等購入補助金を交付しています。補助に関しては事前に役場住民環境課へ申請が必要になります。



↑ 生ゴミ処理容器

処理容器 1世帯につき2基まで

購入額の8割補助(限度額6,000円)

処理菌等(基材) 1世帯につき2袋まで

購入額の8割補助(限度額6,000円)

処理機(電気式) 1世帯につき1台

購入額の5割補助(限度額30,000円)

3. エコセンター運営費

340万円

環境保全・ごみ減量の普及・啓発に向け、環境情報の発信拠点として、はえばるエコセンターを運営(委託)しています。

町内小中学校、児童館、学童等と連携した子ども達への環境学習や自然体験学習及びごみ処理・リサイクル施設見学会、町内各種団体や一般向けの環境学習等を開催し、より一層環境情報発信の場として取組を充実させていきます。また、生ごみの減量化を目的とした「プランターコンポストモニター」事業を行っており、家庭から出る生ごみの減量化へ取り組んでいます。



▲エコセンター外観



▲クバの葉のカゴ作り(エコセンター内)



▲自然農法体験

ごみ処理対策事業

(担当:総務部 住民環境課 課長:金城 直子)

○ごみ処理対策事業

2億4,749万円

1. ごみの収集運搬と処理

町内から収集される「もやすごみ」「もやさないごみ」「有害・危険ごみ」「粗大ごみ」は、本町と那覇市で設立した那覇市・南風原町環境施設組合の那覇・南風原クリーンセンターで破碎・焼却処分されます。町全域の家庭ごみの収集運搬は、町が委託した収集業者が各家庭の門口から収集運搬しています。町は、その委託料を収集業者に支払います。ごみの出し方について詳しくは「家庭ごみの正しい分け方・出し方」のポスターをご覧ください。生活環境班へ問い合わせ下さい。

また、ごみ処理に掛かる経費で、那覇市・南風原町環境施設組合の運営費や那覇・南風原クリーンセンターの管理運営費及び最終処分場(那覇エコアイランド)建設費をごみの搬入量実績による負担割合で、那覇市・南風原町環境施設組合に負担金として支払い、平成19年7月に本町東新川地区に建設された「環境の杜ふれあい」の管理運営費については一定の負担割合で那覇市と負担しています。この施設で使用する電力はすべて「那覇・南風原クリーンセンター」の焼却炉で発電された余剰電力と施設屋上の太陽光発電でまかなわれ、雨水も散水やトイレ用水として利用しています。

家庭ごみ収集運搬委託料	3,840万円
那覇市・南風原町環境施設組合負担金	1億2,813万円
その他(町指定ごみ袋製造費、町内清掃ごみ処理費等)	3,601万円

環境への取り組み



↑ 家庭ごみ回収の様子



↑ 資源ごみとして回収された古紙類

2. 資源ごみ・粗大ごみの処理

資源ごみ(アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、リターナブルびん、ダンボール、新聞・チラシ、紙パック、雑がみ・本類、布・古着類、草木、廃食用油)を分別収集し、リサイクル業者に処理を委託しています。また、廃食用油はバイオマス発電施設へ販売し、サーマルリサイクルとして利用されます。町では今後も循環型社会の形成を目指し取り組んでいきます。

主な経費

資源ごみ収集運搬業務委託料	1,932万円
資源ごみ分別業務委託料	1,425万円
粗大ごみ収集運搬委託料	133万円
PET・ビン再商品化委託料	18万円
草木処理委託料	739万円
町内一斉清掃処理委託料	248万円



↑ ソファ・マットレスの解体



↑ 粗大ごみとして回収された電子レンジ

町内から収集される粗大ごみは、那覇・南風原クリーンセンターで破砕して焼却処分されます。粗大ごみの処理は予約制になっていますので、役場住民環境課に電話で申し込み、粗大ごみ処理券を貼って指定の日に出してください。

し尿処理事業

(担当:総務部 住民環境課 課長:金城 直子)

〇し尿処理事業

3,074万円

一般家庭のし尿・浄化槽汚泥は許可業者が収集運搬し、南風原町・西原町・与那原町・中城村・北中城村の5町村で組合を構成した、南部広域行政組合の「汚泥再生処理センター」で、し尿処理を行っております。

南部広域行政組合負担金(汚泥再生処理センター) 3,074万円



↑ アパートの合併浄化槽を清掃しています



↑ 汚泥再生処理センター（西原町字小那覇964番地）

